



ひたち転入者応援リフォーム助成

日立市への転入+日立市内の住宅取得等+
既存住宅のリフォームで

最大
50万円

(リフォーム工事費の1/2)

*転入者の
日立市での
新生活を応援



本補助金は予算に限りがあるため、必ず工事前の事前
相談をお願いします。

※予算の執行状況によっては、年度途中で申請受付を終了
する場合がありますので、ご了承ください。

◆助成の対象となるかた

- ① 市外から令和6年4月1日以降に転入したかた（市外に1年以上居住していたかた）
- ② 次のア～ウを1年以内に完了したかた
 - ア 日立市内の住宅の取得契約又は相続
 - イ アで取得や相続した住宅のリフォーム工事(令和6年4月1日以降に工事請負契約を締結していること)
 - ウ アで取得や相続した住宅への住民登録
- ③ 市税等に滞納のないかた
- ④ 同一住宅について、リフォーム工事を対象とした市の他の助成等を受けていないかた
- ⑤ 本助成制度を利用したことがないかた

◆住宅の条件

- ① 日立市内の戸建住宅又は併用住宅
(集合住宅を除く)
- ② 建築基準法等の規定に適合した住宅
- ③ 宅地建物取引業を営む者等が営利目的
として所有するものではない住宅

◆リフォーム工事の条件

- ① 市内に本店若しくは営業所を有する法人
又は個人事業者が施工すること
 - ② 増改築ではないこと
- ※外構・倉庫・車庫(カーポート)に係る工事
経費、備品購入経費、災害等による保険給付
金の対象となる工事等を除きます。

手続きの流れ・必要な書類

① a 住宅の取得（購入・相続等）

b 住宅のリフォーム工事完了

c 住民票の異動

- ※リフォーム工事前の写真を撮影してください。
- ※リフォーム工事完了後の写真を撮影してください。
- ※a～cを1年以内に完了してください。



② 申請 ※以下の書類をそろえて、住政策推進課へ提出してください。申請締切：令和8年3月31日（火）

【共通書類】

- 1 ひたち転入者応援リフォーム助成申請書（様式第1号）
- 2 リフォーム工事前の写真
- 3 リフォーム工事の請負契約書の写し
- 4 リフォーム工事の見積書又は請求書の写し（内訳明細が記されたもの）
- 5 リフォーム工事の領収書等の写し
- 6 リフォーム工事の完了写真
- 7 工事完了報告書（工事完了日が分かるもの）
- 8 転入前の市区町村に1年以上住んでいたことを証明する書類（戸籍附票又は転入前の住民票の除票など）
- 9 建築基準法に係る建築確認済証等の写し
- 10 【住宅を購入等した場合】
不動産売買契約書等の写し
- 11 【住宅を相続した場合】
建物登記簿の全部事項証明書（所有権移転後のもの）
- 12 【リフォームローン契約を締結している場合】
金銭消費貸借契約書及びリフォームローンの利子分が確認できる返済計画表等の写し

※1の様式は、ホームページからダウンロードできます。→



③ 助成決定 ※申請書類の審査を行い、補助金交付決定通知書を2週間程度で送付します。

④ 請求 ※交付決定後、下記の書類を提出してください。

- 1 ひたち転入者応援リフォーム助成請求書（様式第3号）
- 2 振り込み先の通帳又はキャッシュカード等の写し

⑤ 振り込み ※最長1か月程度で振り込みます。

ご不明な点は、事前に下記までお問い合わせください。

【申請・問合せ先】

日立市 都市建設部 住政策推進課（市役所本庁5階）
〒317-8601 日立市助川町1-1-1
Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp

山側）
直通電話 050-5528-5148
代表電話 0294-22-3111(内線247)
FAX 0294-21-7750

